



# 納税は「社会のルール」 許しません！税の滞納！

問合せ 納税課納税担当 ① 168

**市税は行政サービスを提供するための大切な財源です**

市税は、教育・文化や福祉の充実、産業の振興、都市整備など、さまざまな行政サービスに使われています。納税は国民の義務であり、市税の滞納は健全な行政運営に悪影響を及ぼし、こうした行政サービスの提供に支障をきたします。

**税金を納めないとならぬ？**

市では、「納められるのに納めない」という悪質な滞納者に対し、地方税法や国税徴収法の規定により、差押えなどの滞納処分を行っています。

市民の皆さんの暮らしを支える大切な税金を有効に活用できるよう、納期限内の納付をお願いします。



▲差押えによりタイヤロックされたオートバイ

**滞納処分の流れ**

**納期限** この日までに納付をお願いします。

**納期限経過1日目** 延滞金の加算を開始します。延滞金は、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納付が遅れたための利息として納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて加算されます。

**納期限経過20日以内** 期限を超過しても納付が済んでいないことをお知らせする「督促状」を送付します。

**督促状発送後11日目を以降** 滞納処分が可能になります。地方税法第331条などで「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬ」とされています。

**財産調査の実施**

滞納処分のため、不動産・預貯金・給与収入・生命保険・売掛金などの財産があるかを調査します。勤務先や取引先などに連絡が行く場合もあります。

**滞納処分の執行（財産の差押え・換価）**

財産調査により発見された財産の差押えを行います。差し押さえられた財産のうち、債権（預金・給与など）は取立

てを行い、未納税に充当します。不動産などは、換価（売却し現金化）するために公売などを行い、売却代金を未納税に充当します。

滞納処分のために必要があるときは、国税徴収法第142条第1項に基づき強制的に自宅や事務所などに立ち入り調査する「搜索」を行います。

**納付が困難なときは**

理由があつて納税できない場合でも、連絡をせずに滞納を続けると、滞納処分の手続きに入ります。注意してください。災害・病気・事業の休廃業などのため、やむを得ず納期までに納めることができないときは、納税者からの申し出により、原則として1年以内の期間に限り、納税を猶予することができます。場合があります。早めに納税課に相談してください。

**市税などの納め方**

納付書裏面に記載されている各金融機関・コンビニエンスストア（額面30万以下のものに限る）・市役所・各市役所連絡所で納めることができます。

また口座振替（自動引き落とし）も利用できます。口座振替の申込みは、直接預貯金口座のある取扱金融機関で行ってください。

# 平成26年度採用 羽村市職員募集

**採用予定日 平成26年4月1日**

## ◆ 募集職種および応募資格

### 一般事務職（若干名）

次の(1)(2)両方の条件を満たすことが必要です。  
※応募資格の学歴は、必ず最終学歴（見込み含む）の区分で受験してください。

#### ■ 大学卒

- (1) 昭和59年4月2日～平成4年4月1日に生まれた方
- (2) 大学を卒業または卒業見込みの方

#### ■ 短大卒

- (1) 昭和63年4月2日～平成6年4月1日に生まれた方
- (2) 短大などを卒業または卒業見込みの方

#### ■ 高校卒

- (1) 平成3年4月2日～平成8年4月1日に生まれた方
- (2) 高校を卒業または卒業見込みの方

### 一般技術職（若干名）

#### ■ 保健師

- 次の(1)(2)両方の条件を満たすことが必要です。
- (1) 昭和49年4月2日以降に生まれた方（採用時年齢40歳未満）
  - (2) 保健師資格を有する方（取得見込みを含む。ただし採用時には保健師資格取得を必須条件とする）

#### ■ 建築

- 次の(1)(2)両方の条件を満たすことが必要です。
- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方（採用時年齢35歳未満）
  - (2) 大学で建築課程を専攻し、修了または修了見込みの方

#### ■ 土木

- 次の(1)(2)両方の条件を満たすことが必要です。
- (1) 昭和54年4月2日以降に生まれた方（採用時年齢35歳未満）
  - (2) 大学で土木課程を専攻し、修了または修了見込みの方

#### ■ 学芸員

- 次の(1)～(3)すべての条件を満たすことが必要です。
- (1) 昭和59年4月2日以降に生まれた方（採用時年齢30歳未満）
  - (2) 大学（短大を除く）または大学院で考古学に関する課程を専攻し、修了した方
  - (3) 博物館法による学芸員資格を有する方

## ◆ 全職種共通の応募資格

- 活字印刷文による出題に対応できること
- 地方公務員法第16条の欠格条項（次の①～③）に該当していないこと
- ① 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで

## ◆ 試験について

またはその執行を受けることがなくなるまでの者  
③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党そのほかの団体を結成し、またはこれに加入した者

### 一次試験

試験日 9月22日(日)

科目 一般教養・作文・事務適性検査（一般事務職のみ）・専門試験（保健師・建築・土木）

結果発表 10月中旬（予定）

### 二次試験

試験日 10月下旬（予定）

科目 集団討議・面接（集団・個人）

結果発表 11月上旬（予定）

### 三次試験

試験日 11月下旬（予定）

科目 最終面接

結果発表 12月上旬（予定）

※試験内容は、変更になることがあります。

※試験会場・集合時間は、受験票とともに追って通知します。

※結果は、受験者全員に郵送でお知らせします。